

## 福岡市消費生活センター啓発キャラクターの使用に関する要領

### （目的）

- 第1条 この要領は、福岡市消費生活センターの啓発キャラクターに関する要綱に定める「これっ麒麟先生」及び「ウノミン」「ウマスギー」「キャッチキャット」「サイトくん」（以下福岡市消費生活センター啓発キャラクターとする）のイラスト及びイラストから制作した立体物並びに福岡市消費生活センター啓発キャラクターの写真及び動画等（以下「イラスト等」とする。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### （イラスト等の使用に関する権利）

- 第2条 イラスト等の使用に関する一切の権利は、福岡市市民局消費生活センター（以下消費生活センターとする。）に属する。

### （申請）

- 第3条 イラスト等を使用するもの（以下「使用者」とする）は、あらかじめ福岡市消費生活センター啓発キャラクターイラスト使用申請書兼承認書（様式第1号）（以下「使用申込書」とする。）を消費生活センター所長（所長）に提出し、その承認を得なければならない。

### （使用の承認）

- 第4条 所長は、使用申込書の提出があったときは速やかに当該申込書の内容を審査し、使用者に対し、消費生活センター啓発キャラクターイラスト等使用の可否の通知を行うものとする。

### （使用承認の範囲）

- 第5条 所長は、使用申込書の提出があったときは、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、イラスト等の使用を承認する。
- （1）消費生活センターの信用や品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる恐れがあると認められるとき。
  - （2）正しい使用法に従って使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
  - （3）自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、または使用する恐れがあるとき。
  - （4）法令及び公序良俗に反する、または反する恐れがあるとき。
  - （5）特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与える、または与える恐れがあるとき。
  - （6）営利を目的とした活動に使用するとき。（ただし、消費生活センターのPRをするとき及び消費生活センターの振興に寄与する場合等、所長が認める場合はこの限りではない。）
  - （7）その他、所長がイラスト等の使用について不適當と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする

(遵守事項等)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認を受けたものは、第三者にこれを譲渡、または転貸してはならない。
- (2) 使用申込書の記載のとおりを使用すること。
- (3) 使用するデザインは消費生活センターが提供するものとし、デザインや色の改変等、応用使用はしないこと。ただし所長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) イラスト等を使用する場合は「福岡市消費生活センター啓発キャラクター」と表記すること。
- (5) 承認された物品等の完成品を速やかに所長に提出すること。ただし、完成品の写真をもって代えることができる。
- (6) その他、所長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第8条 イラスト等の使用承認後、承認された内容について変更する場合は、改めて使用の申し込みをすること。

(使用承認の取り消し)

第9条 所長は、使用者が第7条の定める事項を順守しなかった時、またはその他この要領に違反したときは、その仕様の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じても、所長はその補償の責めを負わない。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、イラスト等の取扱いに関する必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。